

第32回通常総会議案

と き：平成10年6月8日（月）

と ころ：八丁堀 シャンテ

広島県内陸部振興対策協議会

目 次

通常総会次第	-----	1
第1号議案	平成9年度会務報告及び重点目標とその対応について -----	2
	平成9年度会務報告 -----	2
	平成9年度重点目標とその対応 -----	3
第2号議案	平成9年度歳入歳出決算について -----	6
	歳入の部 -----	6
	歳出の部 -----	7
	監査意見書 -----	8
第3号議案	平成10年度活動方針（案）及び重点目標（案）、 事業計画（案）について -----	9
	平成10年度活動方針（案）及び重点目標（案） -----	9
	平成10年度事業計画（案） -----	10
第4号議案	平成10年度歳入歳出予算（案）について -----	11
	歳入の部 -----	11
	歳出の部 -----	12
	一般負担金（案） -----	13
参考資料	平成10年度主要施策に関する部局別要望事項 -----	14
参考資料	広島県内陸部振興対策協議会会員名簿 -----	24
参考資料	広島県内陸部振興対策協議会役員名簿 -----	25
参考資料	広島県内陸部振興対策協議会会則 -----	26

通 常 総 会 次 第

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 来 賓 祝 辞

4 新会員紹介

5 議 事

(1) 第1号議案 平成9年度会務報告及び重点目標とその対応について

(2) 第2号議案 平成9年度歳入歳出決算について
(監査報告)

(3) 第3号議案 平成10年度活動方針(案)及び重点目標(案)、
事業計画(案)について

(4) 第4号議案 平成10年度歳入歳出予算(案)について

6 そ の 他

7 閉 会

第1号議案

平成9年度会務報告及び重点目標とその対応について

平成9年度会務報告

年 月 日	事 業 内 容	場 所
平成9年 4月10日	平成8年度会計監査	庄原市役所
4月18日	理 事 会	広島県議会
5月23日	第49回全国道路利用者会議定時総会及び 要望活動（前木山千之会長が出席）	東 京 都
6月9日	第31回通常総会	八丁堀サリ
6月20日 ～7月18日	平成10年度主要施策に関する要望事項の とりまとめ	事 務 局
8月19日	役 員 会	広島県議会
8月19日	滝口次郎会長第87代広島県議会副議長就 任祝賀会	八丁堀サリ
9月11日	理 事 会	広島県議会
10月1日 ～10月2日	平成10年度主要施策に関する要望活動	広島県庁
12月11日	中山間地域対策に関する要望活動	広島県庁
平成10年 1月16日	臨時役員会	広島県議会
1月23日	理 事 会	広島県議会
1月23日	役 員 会	広 島 市

平成9年度重点目標とその対応

1 中山間地域活性化のための総合的振興施策の充実強化と財源確保

「中山間地域活性化対策基本方針」（平成9年2月策定）を受けて、平成9年度から中山間地域活性化のための具体的施策として、「集落・生活拠点整備モデル事業」が実施されることとなり、「芸北町」、「作木村」、「東城町」、「甲山・世羅・世羅西町」を含む5地区の活性化計画の承認がなされた。

これら5地区については、今後5年間にわたり、目標とするまちづくりの実現に向け、県営事業の優先実施や補助事業の優先採択等が行われるとともに、県から一般財源としての交付金が交付されるなどの財政支援を受けることとなった。

また、日常生活支援機能の充実を図るため、「中山間地域活性化ソフト事業」が創設され、市町村が実施する調査研究や実験的取り組みに対しての支援が開始された。なお、中山間地域対策については、平成10年度から新たにスタートする県長期計画の第2期実施計画において、重点的、戦略的に実施すべき主要プロジェクトの一つとして位置づけられており、平成10年度においても、「集落・生活拠点整備モデル事業」が引き続き実施されるとともに、「中山間地域活性化ソフト事業」の拡充が図られることとなっている。

2 総合的な若者定住対策の推進

若者の定住促進については、県とも十分な連携を取りながら、生活利便性の向上、都市的機能の享受地域の拡大や産業対策等の充実を図り、総合的に若者の定住しやすい環境を整備していく必要がある。

平成8年度、住宅・就業・生活などの情報を定住希望者に提供する「広島県定住促進センター」が設置され、市町村も積極的な情報提供を行うなど、連携を進める中で、若者をはじめとした定住促進策が実施されているところである。

また、平成9年度から、生活環境、産業、交流、地域資源対策等を含めた総合的な中山間地域市町村への支援策として「集落・生活拠点整備モデル事業」が実施されることとなり、若者の定住環境の整備促進についてもその効果が期待されるところである。

3 中国横断自動車道尾道松江線の早期整備

平成9年12月、既に整備計画区間である尾道～三刀屋間の内、尾道～甲山間、吉舎～口和間並びに吉田掛合～三刀屋間、計55kmについて施行命令が出された。

今回の施行命令区間については、平成10年1月に建設大臣から日本道路公団に対して工事実施計画の認可がなされている。

今後は、施行命令区間については早期着工がなされるよう、また、施行命令が出されていない甲山～吉舎間及び口和～吉田掛合間の早期施行命令、さらには全線の早期完成に向け関係機関に働きかけていく必要がある。

4 地域高規格道路の整備促進

高規格幹線道路を補完し、地域連携を強化する地域高規格道路については、平成6年12月、県内では計画路線9路線、候補路線2路線が指定された。

さらに、計画路線の中から平成7年4月、8月、平成8年8月及び平成9年9月に整備区間、調査区間の指定がなされた。

内陸部においては、計画路線2路線、候補路線1路線が指定されており、そのうち整備区間の指定を受けた2路線、2区間については整備を促進するとともに、その他の区間については早期事業化に向けて調査を促進していく必要がある。

また、候補路線については、計画路線の指定に向けて関係機関に働きかけていく必要がある。

5 過疎地域活性化計画実施のための財源確保対策の確立

過疎地域活性化計画実施のための財源確保については、過疎地域活性化特別措置法を中心として、各種の支援措置が講じられている。

特に、過疎債、辺地債は、過疎地都市町村にとって重要な財源であり、国が事業の重点化による施策の一層の効果向上を目指していることを踏まえ、関係各市町村において地域の実情に沿った事業の重点化を図った結果、平成9年度においては、県全体として164億円（全国枠4,565億円の3.6%）の起債枠が確保され、市町村要望とおりの配分が図られたところである。

6 内陸地域の水源確保対策の推進

県では、平成3年度に策定した長期水需給計画に基づき、計画的な水源確保に努めることとし、内陸部においては、平成9年7月に完成した国直轄事業の八田原ダムに引き続き、温井ダム、灰塚ダムの建設を促進されることとされている。

また、局地的な水源確保に効果のある生活貯水池の建設については、平成4年度に行った水源開発可能適地等の調査に基づき、水資源の確保が必要な市町村と協議をしながら事業を推進することとされており、現在、建設中の山田川ダム及び久井

ダムに加え、庄原市の逼迫する水需要に対処するため、庄原ダムの予備調査にも着手しており、平成9年度も引き続きダム建設にかかる事業が推進された。

7 過疎地域の高齢化に対応した特別養護老人ホーム等の早期整備

特別養護老人ホーム等の老人福祉施設については、老人保健福祉計画に基づき、地域バランスを考慮しながら整備促進を図ることとされている。

特に、過疎地域等の人口規模の小さい未設置市町村については、近隣市町村との共同設置や共同利用など広域的な観点に立った特別養護老人ホームやケアハウス、高齢者生活福祉センターの整備などが進められているところである。

今後、在宅・施設両サービスの基盤が脆弱な地域においては、各種在宅サービス機能の総合的な整備を推進した上で、なお、施設サービスが不足する部分については県と協議しながら小規模特別養護老人ホーム等の整備も検討していく必要がある。

なお、介護保険制度の導入に伴う新たな需要等に対処するため、平成10年度から策定作業に入る介護保険事業支援計画に、各市町村の需要調査等を踏まえた平成12年度以降の施設整備計画を盛り込むこととされている。

8 備北ウェルネス計画（備北ウェルネスポリス開発構想）の推進、具体化

国、県及び関係市町村が実施する各種プロジェクトについては、備北ウェルネス計画の策定以来、順次、事業の推進が図られているところであるが、備北ウェルネスポリス開発構想の具体化については、大規模開発であるが故、昨今の厳しい社会経済情勢の中で厳しい状況にもある。

現在、国土庁において地方中小都市圏活性化支援調査を引き続き継続することとしているので、この調査結果に基づいて、国の支援制度の実現を働きかけていくとともに、中国横断自動車道尾道松江線の一部施行命令や地域高規格道路江府三次道路の整備進捗状況なども踏まえ、計画を推進していく必要がある。

第2号議案

平成9年度歳入歳出決算について

歳入の部

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	予算現額	収入済額	収入未済額	備考
1. 会費			2,922,000	0	2,922,000	2,922,000	0	
	1. 会費		2,922,000	0	2,922,000	2,922,000	0	
		1. 一般負担金	2,106,000	0	2,106,000	2,106,000	0	
		2. 特別負担金	816,000	0	816,000	816,000	0	
2. 補助金			190,000	0	190,000	190,000	0	
	1. 補助金		190,000	0	190,000	190,000	0	
		1. 県補助金	190,000	0	190,000	190,000	0	
3. 雑収入			1,000	0	1,000	488	0	
	1. 雑収入		1,000	0	1,000	488	0	
		1. 雑収入	1,000	0	1,000	488	0	
4. 繰越金			237,000	0	237,000	237,845	0	
	1. 繰越金		237,000	0	237,000	237,845	0	
		1. 繰越金	237,000	0	237,000	237,845	0	
歳入合計			3,350,000	0	3,350,000	3,350,333	0	

歳出の部

(単位：円)

款	項	目	当初予算額	補正額	充・流用額	予算現額	支出済額	不用額	備考
1. 事務局費			1,180,000	0	8,040	1,188,040	1,187,512	528	
	1. 事務局費		1,180,000	0	8,040	1,188,040	1,187,512	528	
		1. 報酬	720,000	0	0	720,000	720,000	0	
		2. 賃金	160,000	0	-7,050	152,950	152,422	528	1-1-6へ流用
		3. 旅費	120,000	0	0	120,000	120,000	0	
		4. 需用費	70,000	0	0	70,000	70,000	0	
		5. 役務費	60,000	0	8,040	68,040	68,040	0	3-1-3から流用
		6. 諸費	50,000	0	7,050	57,050	57,050	0	1-1-2から流用
2. 会議費			343,000	0	0	343,000	336,132	6,868	
	1. 総会費		191,000	0	0	191,000	186,132	4,868	
		1. 需用費	150,000	0	0	150,000	148,674	1,326	
		2. 借上料	40,000	0	0	40,000	37,458	2,542	
		3. 諸費	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
	2. 役員会費		152,000	0	0	152,000	150,000	2,000	
		1. 需用費	150,000	0	0	150,000	150,000	0	
		2. 借上料	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
		3. 諸費	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
3. 事業費			1,800,000	0	-8,040	1,791,960	1,728,256	63,704	
	1. 調査企画費		545,000	0	-8,040	536,960	533,658	3,302	
		1. 賃金	390,000	0	0	390,000	389,058	942	
		2. 旅費	35,000	0	0	35,000	34,000	1,000	
		3. 需用費	70,000	0	-8,040	61,960	61,540	420	1-1-5へ流用
		4. 役務費	50,000	0	0	50,000	49,060	940	
	2. 促進対策費		1,255,000	0	0	1,255,000	1,194,598	60,402	
		1. 旅費	220,000	0	0	220,000	193,030	26,970	
		2. 需用費	120,000	0	4,935	124,935	124,935	0	3-2-3から流用
		3. 活動費	850,000	0	-4,935	845,065	840,783	4,282	3-2-2へ流用
		4. 諸費	65,000	0	0	65,000	35,850	29,150	
4. 予備費			27,000	0	0	27,000	0	27,000	
	1. 予備費		27,000	0	0	27,000	0	27,000	
		1. 予備費	27,000	0	0	27,000	0	27,000	
歳出合計			3,350,000	0	0	3,350,000	3,251,900	98,100	

歳入合計 3,350,333円

歳出合計 3,251,900円

差引繰越額 98,433円

監 査 意 見 書

広島県内陸部振興対策協議会の平成9年度会計に係る歳入歳出決算書について、関係諸帳簿類と照合し監査を実施した結果、予算の執行は適正であり、その結果についても正確に処理されていることを認めます。

平成10年4月6日

監 事 布野村長 三 吉 献 二 

監 事 高野町長 藤 原 公 昭 

第3号議案

平成10年度活動方針（案）及び重点目標（案），事業計画（案）について

平成10年度活動方針（案）及び重点目標（案）

1 活動方針（案）

2市35町村が結集する広島県内陸部振興対策協議会は、会員相互の緊密なる連携の基に、積極的かつ着実な運動を展開してきた。

しかしながら、内陸地域は社会的・経済的諸条件に恵まれず、多くの市町村で過疎化が進行し、厳しい行財政運営を余儀なくされてきた。

また今日、少子・高齢化の進行、農畜産物の輸入自由化や製造業の海外移転などの影響による地域産業の衰退、交通・情報インフラなどの産業・生活基盤の整備の遅れ等々から、さらなる地域活力の低下が懸念されている。

県においても、内陸地域を中心とした中山間地域の再興を県勢活性化の最重要課題として位置づけ、総合的・重点的な施策の展開が図られようとしている。

広島県内陸部振興対策協議会は、次代に誇りと自信を持って継承することのできる地域社会の創造と内陸地域発展のため、地域諸課題の調査・研究に努め、次の重点目標を設定し、積極的な運動を展開する。

2 重点目標（案）

- 1 中山間地域活性化施策の充実強化と財源確保
- 2 中国横断自動車道尾道松江線の早期整備
- 3 地域高規格道路の整備促進
- 4 備北ウェルネス計画（備北ウェルネスポリス開発構想）の推進、具体化
- 5 JR芸備線・可部線の高速化対策の推進
- 6 ダイオキシン対策に係る国県の支援体制の早期確立
- 7 介護保険法施行に伴う施設・人材等基盤整備の推進
- 8 広島県立大学・中山間地域研究センターの創設
- 9 中山間地域における教育体制充実のための人材確保

平成10年度事業計画（案）

時 期	事 業 内 容	場 所
平成10年 4月6日	平成9年度会計監査	庄原市役所
4月17日	理 事 会	広島県議会
6月8日	第32回通常総会	八丁堀カサリ
6月～ 7月	平成11年度主要施策に関する要望事項の とりまとめ	事 務 局
8月中旬	役 員 会	広島県議会
9月中旬	理事会（専門部会合同会議）	広島県議会
10月	役員会及び要望活動	広島県議会
平成11年 2月中旬	役 員 会	広 島 市

第4号議案

平成10年度歳入歳出予算（案）について

歳入の部

(単位：千円)

款	項	目	予 算 額	対前年比較	摘 要
1. 会 費			2,922	0	
	1. 会 費		2,922	0	
		1. 一般負担金	2,106	0	
		2. 特別負担金	816	0	
2. 補助金			171	-19	
	1. 補助金		171	-19	
		1. 県補助金	171	-19	
3. 雑収入			1	0	
	1. 雑収入		1	0	
		1. 雑 収 入	1	0	
4. 繰越金			98	-139	
	1. 繰越金		98	-139	
		1. 繰 越 金	98	-139	
歳 入 合 計			3,192	-158	

歳出の部

(単位：千円)

款	項	目	予 算 額	対前年比較	摘 要
1. 事務局費			1,120	-60	
	1. 事務局費		1,120	-60	
		1. 報 酬	720	0	
		2. 賃 金	100	-60	
		3. 旅 費	120	0	
		4. 需用費	70	0	
		5. 役務費	60	0	
		6. 諸 費	50	0	
2. 会 議 費			343	0	
	1. 総 会 費		191	0	
		1. 需用費	150	0	
		2. 借上料	40	0	
		3. 諸 費	1	0	
	2. 役員会費		152	0	
		1. 需用費	150	0	
		2. 借上料	1	0	
3. 諸 費		1	0		
3. 事 業 費			1,720	-80	
	1. 調査企画費		505	-40	
		1. 賃 金	350	-40	
		2. 旅 費	35	0	
		3. 需用費	70	0	
		4. 役務費	50	0	
	2. 促進対策費		1,215	-40	
		1. 旅 費	200	-20	
		2. 需用費	120	0	
		3. 活動費	850	0	
4. 諸 費		45	-20		
4. 予 備 費			9	-18	
	1. 予 備 費		9	-18	
		1. 予備費	9	-18	
歳 出 合 計			3,192	-158	

平成10年度一般負担金（案）

No.	市 町 村 名	人 口 (人)	平等割 (円)	人口割 (円)	合 計 (円)
1	三 次 市	39,844	23,000	219,500	242,500
2	庄 原 市	22,377	23,000	123,500	146,500
3	加 計 町	5,398	23,000	30,000	53,000
4	筒 賀 村	1,404	23,000	8,000	31,000
5	戸 河 内 町	3,457	23,000	19,500	42,500
6	芸 北 町	3,122	23,000	17,500	40,500
7	大 朝 町	3,886	23,000	21,500	44,500
8	千 代 田 町	10,659	23,000	59,000	82,000
9	豊 平 町	4,791	23,000	26,500	49,500
10	吉 田 町	11,724	23,000	64,500	87,500
11	八 千 代 町	4,614	23,000	25,500	48,500
12	美 土 里 町	3,660	23,000	20,500	43,500
13	高 宮 町	4,668	23,000	26,000	49,000
14	甲 田 町	6,041	23,000	33,500	56,500
15	向 原 町	5,112	23,000	28,500	51,500
16	久 井 町	5,819	23,000	32,500	55,500
17	甲 山 町	7,294	23,000	40,500	63,500
18	世 羅 町	9,099	23,000	50,500	73,500
19	世 羅 西 町	4,343	23,000	24,000	47,000
20	油 木 町	3,434	23,000	19,000	42,000
21	神 石 町	3,113	23,000	17,500	40,500
22	豊 松 村	1,959	23,000	11,000	34,000
23	(神)三 和 町	4,712	23,000	26,000	49,000
24	上 下 町	6,667	23,000	37,000	60,000
25	総 領 町	1,928	23,000	11,000	34,000
26	甲 奴 町	3,403	23,000	19,000	42,000
27	君 田 村	2,063	23,000	11,500	34,500
28	布 野 村	2,063	23,000	11,500	34,500
29	作 木 村	2,067	23,000	11,500	34,500
30	吉 舎 町	5,360	23,000	29,500	52,500
31	三 良 坂 町	4,144	23,000	23,000	46,000
32	(双)三 和 町	3,967	23,000	22,000	45,000
33	西 城 町	5,443	23,000	30,000	53,000
34	東 城 町	11,141	23,000	61,500	84,500
35	口 和 町	2,819	23,000	16,000	39,000
36	高 野 町	2,585	23,000	14,500	37,500
37	比 和 町	2,246	23,000	12,500	35,500
合 計		226,426	851,000	1,255,000	2,106,000

算出基礎： 平等割：23,000円
人口割：人口数に5円50銭を乗じて得た額を500円
単位で切り上げた額。
人口数値： 平成7年国勢調査による。

平成10年度主要施策に関する部局別要望事項

企画振興部

要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 説 明
1. 内陸部市町村の財源確保対策について	(1) 過疎・辺地債の枠の大幅確保と適債事業の拡大	※過疎債・辺地債は関係団体にとって重要な財源であるが、集落・生活拠点整備モデル事業の実施により、他団体の過疎地域活性化計画事業実施への影響も予測される。については枠の大幅な確保を要望します。
	(2) 集落・生活拠点整備モデル事業に係る過疎債の別枠確保	
	(3) 市町村道改良事業における起債許可基準の緩和	※有効幅員等一定の要件があるが、内陸部では地形的に困難な地域もあるので、緩和措置を要望します。
	(4) 上水道整備に対する辺地債・過疎債の充当率の引き上げ	※簡易水道施設の場合、充当率が25%であり、点在集落等の悪条件に加え、更に財政負担が増大するので、財政支援の充実強化を要望します。
	(5) 廃棄物処理施設整備事業における地方債元利償還金に係る普通交付税算入率の改善	※関係団体の財政負担が大きいので、現行50%の算入率を75%まで引き上げていただくよう要望します。
	(6) 除雪費に対する交付税措置の充実	
	(7) 国勢調査人口の減少に係る交付税措置の改善	※補正係数の充実を要望します。
	(8) 公共下水道施設整備に係る交付税措置の充実	※内陸部では、補助対象外事業の比率が高く、財政負担も大きいので、交付税措置の充実を要望します。
	(9) ふるさとづくり事業の推進	
2. 内陸部の交通確保対策について	(1) J R芸備線の高速化	
	(2) 過疎地域におけるバス路線確保対策の確立（廃止路線代替バス維持費補助金）	※①補助率の引き上げ(1/2→2/3) ②交付税算入額の明確化 ③広域路線への財政支援制度の創設

中山間地域対策総室

要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 説 明
1. 内陸部の振興対策について	(1) 集落・生活拠点整備モデル事業の充実	※平成9年度5地区の指定が示されていますが、平成10年度以降の採択地区の確保について要望します。
	(2) 中小都市整備事業に係る支援施策の確立	※平成9年度、中小都市整備事業の具体的内容について検討がなされています。国に地方中小都市活性化支援策の早期の明示を働きかけていただくとともに、実効性ある県単独の施策の確立について要望します。
	(3) 中山間地域振興センターの整備	※中国地方知事会の研究成果を活かし島根県立中山間地域研究センターと連携し、全国に先駆けた政策立案を可能とする機能を県立大学に整備していただくよう要望します。
	(4) 備北ウェルネス計画（備北ウェルネスポリス開発構想）の推進・具体化	※中国横断自動車道尾道松江線と地域高規格道路江府三次道路も調査・整備が進んでおり、これらの道路体系を活かした備北地域振興の起爆剤として、県を主体とした構想の具体化を要望します。
	(5) 総合的な若者定住対策の推進 （総合支援制度の創設）	※定住対策に関する個別施策を再構築し、相互に補完する総合的な若者定住支援制度の創設を要望します。 ●計画づくり ●住宅整備 ●資金融資・利子補給 ●雇用促進 ●関連ハード対策 ●関連ソフト対策
	(6) 若者定住促進等緊急プロジェクトの11年度以降の継続	
2. 中山間地域の農業基盤整備について	中山間地域遊休農地等整備事業費枠の大幅な拡大	※農地の遊休化・荒廃化が進行する中山間地域にあって効果的な事業であり、事業費枠の拡大を要望します。

県民生活部

要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 説 明
1. 過疎地域における生活環境の整備について	小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金に係る基準額の引き上げ	※快適な生活環境を創る施策の一つとして、小型合併浄化槽の普及を推進しており、実勢事業費に見合う基準額の引き上げを要望します。

福祉保健部

要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 説 明
1. 過疎地域の高齢化に対応した特別養護老人ホームの整備について	特別養護老人ホームの整備促進と設置基準の緩和	※高齢化率の高い内陸部では、総合的な福祉対策が求められており、特別養護老人ホームの整備にあたっては内陸部への優先的な整備を要望します。また、人口規模の小さい町村においても、サービスの質的向上が図られるよう設置基準の緩和と在宅支援機能を有する施設整備への支援を要望します。
2. 医療体制の充実について	(1) 老人性痴呆疾患治療病棟に係る運営補助の創設	※町立西城病院は平成10年4月に老人性痴呆疾患治療病棟を開設予定ですが、その広域性や特殊性を考慮し、運営に対する補助制度の創設を要望します。
	(2) 県立神石三和病院の医師確保と診療科目の整備	※医師については、定数に対する欠員が生じており、本来有する機能が十分発揮されていない状況であり、早急に医師を確保していただくよう要望します。また、郡内に小児科医院がないので、診療科目の整備充実についても要望します。
	(3) 第三セクター方式病院に対する財政支援	※市町村が出資する第三セクター方式病院では、関係自治体の負担が大きく、財政を圧迫している。国の財政支援が講じられるよう要望します。
	(4) 医療施設整備に対する財政支援	※過疎地域など条件不利地域で医療施設を整備する場合、用地費を含む建設費及び付帯施設整備に対する財政支援を要望します。

福祉保健部

要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 説 明
3. 市町村営託児所開設に係る支援について	同左	※市町村営単独の託児所整備に係る財政支援を要望します。
4. 生活環境の整備について	(1) 簡易水道施設整備事業に係る採択基準の緩和と単県補助制度の創設	
	(2) 県水道施設整備緊急対策事業に替わる新たな制度の創設	※当該事業が平成9年度で終了することから、代替措置として、現行制度と比して補助率の高い新たな制度の創設を要望します。
5. 権限移譲に伴う移譲事務費の助成について	同左	※身体障害者施設の費用額徴収事務、老人福祉施設入所及び費用額徴収事務が町村に事務移譲され、事務量や費用負担が増大する中、平成9年度では母子保健事務が追加された。これらの事務に対する助成措置を要望します。

商工労働部

要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 説 明
企業立地の促進について	同左	※内陸部の活性化と就業の場の確保を図るため、関係の工業団地、流通団地へ企業立地が促進されるよう要望します。

農 政 部

要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 説 明
1. 中山間地域農業の振興について	(1) 中小・零細農家に対する営農指導体制の充実強化	※県内の農家状況は中小・零細規模の割合が高く、国土保全の観点からこうした農家に対する営農指導の充実是不可欠である。人的な配置、情報の公開、発信など普及体制の充実について要望します。
	(2) 市町村農業公社に対する運営補助制度の創設	
2. 農業基盤整備について	(1) 団体営ほ場整備事業（一般）、水田汎用化土地基盤整備事業の継続と補助率の引き上げ	※平成12年度までにそれぞれ事業が打ち切りとなり、同一地区の継続実施が困難となるため、事業の継続と高齢受益者を考慮した補助率の引き上げを要望します。
	(2) 中山間地域総合整備事業（広域連携型）の予算確保とふれあい支援農道の採択	※世羅郡3町共同で取り組む中山間地域総合整備事業について、予算の確保と関連するふれあい支援農道（明神地区）の採択について要望します。
	(3) 県営ほ場整備事業（21世紀型水田農業モデルほ場整備促進事業）の促進	※事業の早期完了に向け、予算確保を要望します。
	(4) 備北西部広域営農団地農道の整備促進	
3. 農村の生活環境整備について	(1) 営農飲雑用水施設整備に係る補助率の引き上げ	
	(2) 農業集落排水事業の推進	※当面、平成12年度の整備率目標20%を達成するため、引き続き予算枠の確保を要望します。
4. 県民公園の早期実現について	同左	※国営広島中部台地農地開発事業完了に伴う開発残地対策として、都市と農村の交流を促進する県民公園の早期実現を要望します。

林 務 部

要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 説 明
1. 内陸地域の林業振興 施策の拡充強化につ いて	(1) 大規模林業圏開発林道比 和新庄線の整備促進	※口和君田区間の早期完成と君田布野 区間の早期着工について、引き続き 要望します。
	(2) 民有林林道下津小世羅線 の早期完成	※早期完成に向け、予算確保について 引き続き要望します。
	(3) 松枯れ等による危険木の 処理対策	※松くい虫被害による危険木・被害木 の処理対策については、広大な処理 面積、所有者負担等の課題を踏まえ 財政支援を要望します。
	(4) 流域森林総合整備事業補 助金の増額	※森林が持つ水源涵養などの公益的機 能を高めるとともに、優良材産地の 形成を図るため、本補助金の大幅な 増額を要望します。
2. 比婆道後帝釈国定公 園の整備について	(1) 総合整備計画策定による 計画的整備	※利用者ニーズに対応すべく、総合的 な整備計画を策定され、年次段階的 に整備を実施されるよう、引き続き 要望します。
	(2) 帝釈峽の抜本的整備	※地域活性化と環境保全の両立を目指 し、公園計画の見直しも含め、遊歩 道の安全対策や公衆便所の改修、観 光道路の整備等を要望します。
3. 水源の森基金制度の 拡充強化について	同左	※岡山県との調整を積極的に行い、「高 梁川流域水源の森基金」を創設して いただくよう要望します。
4. 中央中国山地森林文 化圏整備事業の推進に ついて	同左	
5. 森林交付税の創設に ついて	同左	※木材価格の長期低迷と林業従事者の 高齢化などにより、森林の荒廃が進 行している。森林の公益的機能を将 来とも確保していくため、森林の整 備が必要であり、その特定財源とし て森林交付税制度を国において創設 していただくよう要望します。

土木建築部

要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 説 明
1. 国土開発幹線自動車道の整備促進について	中国横断自動車道尾道松江線の整備促進	※本路線は、昨年12月開催の国土開発幹線自動車道建設審議会において、待望した三刀屋尾道間の整備計画が決定され、着工に向けて大きく前進した。引き続き、早期に工事実施計画の認可が受けられ、整備促進が図られるよう要望します。
2. 地域高規格道路の整備促進について	(1) 江府三次道路の整備促進	※本路線は、平成6年12月に計画路線の指定を受け、現在、その一部で整備・調査が進められている。早期整備に向けて、調査区間・整備区間の拡大を要望します。また、三次・庄原間のルートについては、地元要望に配慮のうえ決定されるよう要望します。
	(2) 東広島高田道路の計画路線への早期昇格	※本路線は、県北西部から広島空港へのアクセス道となる重要な路線である。次期見直し時には、計画路線に格上げされるよう要望します。
3. 道路網の整備について	(1) 一般国道の整備促進	※①54号可部バイパス及び上根バイパス以北の改良促進 ②182号の改良促進 ア) 油木バイパス・特定交通安全施設事業「安田地区」の整備促進 イ) 「坂瀬川地区」等登坂車線の整備促進 ウ) 「井関地区」の抜本的対策 エ) 凍結防止対策の充実 ③186号の改良促進 ア) 上殿地区の歩道整備 イ) 未改良箇所の改良促進 ④191号土居地区・戸河内加計バイパスの改良促進 ⑤261号明神峠の融雪対策 ⑥375号香淀三次間の改良促進

土木建築部

要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 説 明
	(2) 主要地方道の整備促進	※①浜田八重可部線の改良促進 （わさ大橋等大朝市街地のグレードアップ施行） ②芳井油木線天田地区～花済地区の改良促進 ③旭戸河内線の改良促進 ④吉舎油木線西野地区の改良促進 ⑤三次大和線小国バイパス改良促進 ⑥甲山甲奴上市線の改良促進 ⑦世羅甲田線の改良促進 （バイパス整備による小国バイパスへの接続） ⑧府中世羅三和線の改良促進 ⑨西城比和線の改良促進 ⑩三次庄原線沖江バイパスの改良促進 ⑪芸北大朝線の改良促進 ⑫吉田瑞穂線と吉田豊栄線の接続改良（吉田町市街地内）
	(3) 一般県道の整備促進	※①弁財天加計線の改良促進 ②恐羅漢公園線の改良促進 ③小原猪山線の改良促進 ④羽和泉室町線の改良促進 ⑤小畠荒谷線猿ヶ馬場区間の改良促進 ⑥大津横谷線の改良促進 （横谷地区の早期着工） ⑦比婆山公園線・比婆山公園森脇線の改良促進
	(4) 広島～江津間広域開発道路の整備促進	※関係路線の国道昇格と道路整備の促進を引き続き要望します。
4. 市町村道の改良促進について	(1) 地方道改修費補助事業に係る採択基準の緩和と事業費枠の確保	※内陸部では、道路構造令で示される採択要件を満たすことが困難な地区もあるので、特例等緩和措置を要望します。また、同補助金枠の確保についても併せて要望します。

土木建築部

要望事項	要望内容	要望説明
	(2) 中山間地域、過疎地域への単独県費の重点配分	
5. 河川の改修促進について	(1) 一級河川太田川上流部の改修促進	※事業の整備促進が図られるよう、国への働きかけを、引き続き要望します。
	(2) 一級河川沖江川の早期改修	※三良坂町市街地(JR踏切～交番前)に係る早期の改修を要望します。
6. ダム水没地域の周辺整備等について	(1) 灰塚ダム建設に係る周辺整備・地域整備事業の推進	※国と県が相互に協力され、周辺整備や地域整備等の各事業を強力に推進されるよう、引き続き要望します。
	(2) 芸術活動に対する支援	※水没地域を有する関係三町では、ダム建設エリア全体を一つの芸術作品ととらえて、アースワークによる地域活動を展開している。この活動に対する側面的支援として、当該地域での公共事業について、アースワーク的視点を取り入れたデザイン・構造等の導入を引き続き要望します。
7. 除雪費に対する補助制度の創設について	同左	※冬期における内陸地域では、住民の生活道路確保のため、多額の除雪費を必要としている。雪寒地域市町村のみならず、実態に即した補助制度の創設を要望します。

土木建築部都市局

要望事項	要望内容	要望説明
1. 公共下水道事業の推進について	(1) 国庫補助予算枠の大幅な確保	
	(2) 過疎地域における県費補助制度の確立と充実強化	※補助対象事業の拡大、補助率の引き上げなどの支援策の充実強化を要望します。
2. 内陸部の住宅確保対策について	(1) ふるさと住宅総合整備事業(特定公共賃貸住宅整備促進事業)の継続	※中山間地域、とりわけ過疎町村の定住(住宅対策:借家)対策を推進していくため、事業の継続と内容の充実を要望します。

土木建築部都市局

要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 説 明
	(2) 若者定住のための住宅対策	※公営住宅建設費補助事業に係る補助率の引き上げを要望します。

教育委員会

要 望 事 項	要 望 内 容	要 望 説 明
1. 障害児学級編成許可基準の緩和と介助員配置に対する補助制度の創設について	同左	※障害を持つ児童が地域で生活し、地域で学ぶ「共生」の時代を迎えており、現行基準の緩和を働きかけていただくとともに、介助員配置に対する補助制度の創設など支援策を要望します。
2. 中高一貫教育校の設置促進について	同左	※近年、中高一貫教育に関する論議が高まりを見せている。中学、高校での教科指導の重複をさけ、時間的なゆとりの中で自然環境や地域社会、地域資源との関わりを強め、豊かな感性と創造性に富んだ人格形成に資するため、中高一貫教育校の設置促進について要望します。
3. 過疎地域の高等学校教育の充実について	県立（双三）三和高校の各学年2学級の確保	
4. 県民スポーツトレーニングセンターの整備について	同左	※アイススケートリンク、温水プールスポーツ医科学センター等も兼ね備えた総合的施設がない状況であり、県民の競技力向上を図るための施設整備を引き続き要望します。

広島県内陸部振興対策協議会会員名簿

平成10年6月1日現在

県議会議員		市郡	吉宮	岡本	広新	小八	路八	庄高	原田	市郡	道木	上山	備千	之郎
		三山	次	宮小	本島	新敏	文明	神比	甲婆	奴郡	滝木	山口	次耕	三郎
市町村長・議長		三山	次	福八	岡谷	義泰	登央	同同	議議	長長	花滝	本口	忠季	男彦
山県郡		加賀	原計	佐小	木田	清美	蔵嗣	同同	議議	長長	中河	本野	正正	廣廣
高田郡		戸芸	賀内	野増	上田	昭邦	典夫	同同	議議	長長	佐松	木本	信建	幸祠
御調郡		大千	北朝	辰前	村崎	常春	雄男	同同	議議	長長	伊村	藤田	博史	夫郎
世羅郡		豊吉	平田	浜沖	田本	達一	義男	同同	議議	長長	加隅	原浦	正孝	信典
神石郡		美高	土里	織児	玉井	邦更	太郎	同同	議議	長長	松佐	田川	利仁	貞志
甲奴郡		甲向	宮田	今望	月田	星隆	稀博	同同	議議	長長	增吉	田川	静修	夫登
双三郡		世世	井山	門稲	住近	三將	男男	同同	議議	長長	金西	原間	末久	茂茂
比婆郡		油神	羅西	友平	野上	節力	美男	同同	議議	長長	水松	浦本	哲仁	志盛
		豊三	木石	川村	崎山	憲齊	郎齊	同同	議議	長長	上岩	崎井	政一	朗朗
		上総	松村	岡丸	上崎	英昌	三宏	同同	議議	長長	藤小	坂林	一勲	吉光
		甲君	和下	梶杉	山田	譯隆	三寿	同同	議議	長長	若中	岡谷	哲德	夫章
		布作	領奴	森藤	谷岡	清献	隆二	同同	議議	長長	貞朝	宗日	昭正	登昭
		吉三	村村	三野	吉田	史和	朗享	同同	議議	長長	竹竹	添丸	一嘉	二則
		三三	木舍	元湯	廣免	龍和	夫夫	同同	議議	長長	福久	永門	浩包	則之
		西東	坂町	神田	重盛	敬文	三男	同同	議議	長長	竹宮	川本	博義	明之
		口高	城和	田黒	盛田	敬文	昭幸	同同	議議	長長	宮田	本原	英由	隆三
		比	野和	盛藤	谷原	公恭	強昭	同同	議議	長長	有橋	田井	好修	三郎
				積	山			同	議			本	仁	

広島県内陸部振興対策協議会役員名簿

平成10年6月1日現在

会 副 副 副 幹 副	長 長 長 長 事 事	三 庄 上 大 広 島	次 原 下 朝 島 島	市 市 町 議 議 議	員 長 長 長 員 員	滝 福 八 梶 伊 小 宮	岡 谷 田 藤 島 本	次 義 泰 昌 博 敏 新	郎 登 央 宏 夫 文 八
----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------------	----------------------------	---------------------------------	---------------------------------

理事（上記職の者重複記載）

広島県議会議員

三 山 世 双	次 県 羅 三	市 郡 郡 郡	吉 宮 小 富	岡 本 島 野 井	広 新 敏 利	小路 八 文 明	庄 高 神 比	原 田 甲 婆	市 郡 郡	道 木 滝 木	上 山 口 山	侑 千 次 耕	之 郎 三
------------------	------------------	------------------	------------------	-----------------------	------------------	-------------------	------------------	------------------	-------------	------------------	------------------	------------------	-------------

市町村長・市町村議会議長

三 庄 筒 千 加 大 八 高 甲 御 世 神 甲 双 三 比	次 原 賀 代 計 朝 千 宮 田 久 世 山 油 神 上 総 三 君 吉 口 西	市 長 市 長 村 長 田 長 議 長 議 長 代 長 議 長 井 長 羅 町 長 山 議 長 木 長 石 長 下 長 領 坂 村 議 長 舍 議 長 和 長 城 議 長	福 八 小 辰 中 伊 沖 児 吉 門 友 水 川 藤 梶 中 湯 朝 福 盛 宮	岡 谷 田 崎 本 藤 本 玉 田 田 近 間 上 井 田 谷 免 日 永 谷 本	義 泰 美 春 正 博 信 更 修 隆 將 茂 力 一 昌 昭 龍 一 包 強 英	登 央 嗣 男 廣 夫 男 太 郎 博 隆 男 朗 宏 夫 夫 登 則 明	三 庄 芸 豊 戸 美 吉 向 世 豊 三 甲 三 作 比 東	次 市 議 長 原 市 議 長 北 町 長 平 町 長 河 内 町 議 長 里 町 長 田 町 議 長 原 町 議 長 西 町 長 松 村 長 和 町 議 長 奴 町 長 和 町 長 木 村 議 長 比 和 町 長 城 町 議 長	花 滝 増 前 佐 織 隅 金 平 岡 若 森 神 竹 積 田	本 口 田 田 々 木 田 原 川 野 崎 林 岡 重 丸 山 原	忠 季 邦 達 信 邦 孝 末 節 齊 哲 隆 和 浩 恭 由	男 彦 夫 郎 幸 夫 典 夫 美 齊 吉 寿 夫 二 幸 之
--	---	---	---	---	---	---	--	--	--	---	--	--

監

事

双 比	三 婆	郡 郡	布 高	野 野	村 町	長 長	三 藤	吉 原	献 公	二 昭
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

広島県内陸部振興対策協議会会則

第1条 本会は、広島県内陸部振興対策協議会と称する。

第2条 本会は、次に掲げるもので組織する。

広島県内陸部市町村長

広島県内陸部市町村議会議長

広島県内陸部選出の県議会議員

第3条 本会は、広島県内陸部市町村相互の緊密なる連絡を図り、民生、教育、産業、交通、文化等について諸施策の改善向上を期し、内陸部の繁栄と発展を促進することを目的とする。

第4条 本会の事務所は会長が委嘱する市町村役場内とし、別に事務局長をおくことができる。

第5条 本会に次の役員を置く。

1	会 長	1 名
2	副 会 長	4 名
3	幹 事 長	1 名
4	副 幹 事 長	1 名
5	理 事	若干名
6	監 事	2 名

第6条 役員の任期は2カ年とし、再選を妨げない。

2 補欠のため就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第7条 本会役員は通常総会において選任し名誉職とする。

2 第5条で定める副会長4名のうち、1名は事務局所在市町村の首長をあてる。

第8条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

第9条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

第10条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

第11条 本会は、毎年1回通常総会を開催し、必要に応じ臨時総会ならびに、理事会を開く。

第12条 本会の運営を円滑にするため、次の専門部会を設け、部会員は理事をもって構成する。

総務部会 産業部会 建設部会

2 部会活動に必要と認める場合は参与として地域に関連をもつ産業・経済団体等の代表者に参加を求めることができる。参与は会長がこれを委嘱する。

第13条 本会の経費は補助金、特別会費および市町村の負担とする。

第14条 本会の会費は、5月末日までに納付するものとする。

第15条 毎年通常総会で会長は会務を報告する。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第17条 会則の変更は総会の同意を得なければならない。

附 則 この会則は、昭和42年6月14日から施行する。

附 則 この会則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、昭和48年6月13日から施行する。

附 則 この会則は、昭和50年6月24日から施行する。

附 則 この会則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、昭和53年2月16日から施行する。

附 則 この会則は、昭和54年6月11日から施行する。

附 則 この会則は、昭和58年6月7日から施行する。

附 則 この会則は、平成5年5月24日から施行する。